様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　5月　15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃ ちゅうぎんふぃなんしゃるぐるーぷ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社　ちゅうぎんフィナンシャルグループ  （ふりがな）かとう　さだのり  （法人の場合）代表者の氏名 加藤　貞則  住所　〒700-8628  岡山市北区丸の内1-15-20  法人番号　1260001037279  情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画　未来共創プラン　ステージⅢ | | 公表日 | 2023 年 3 月 30 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページへ掲載  <https://www.chugin-fg.co.jp/assets/files/company/miraiplan3.pdf>  ページNo.11,15,28 | | 記載内容抜粋 | * マテリアリティ   地域社会の持続的な発展に向けて、ちゅうぎんグループのマテリアリティ（重点課題）を定めて、サステナビリティ経営を実践 しています。より一層サステナビリティ経営を推進するために、本計画の検討に併せて、マテリアリティの更新を行いました。   * 計画の骨子   本計画では「地方創生SDGsの『深化』」「イノベーションの創出」「グループ経営基盤の強化」を３つの成長戦略とし、好循環を生み出すことで、地域社会・お客さまと相互に発展する持続的なビジネスモデルを実現していきます。   * イノベーションの創出   本計画では、「地方創生SDGsの『深化』」を着実に進めつつ、不確実性が増す環境変化に打ち克ち、地域社会の課題解決や多様化するお客さまのニーズへ応え続けていくため、イノベーションの創出を目指します。「チャレンジし続ける組織風土」の醸成や「多様な人財の価値観・感性」を活かせる組織づくりをイノベーションの原動力としながら「デジタル技術やアライアンス」を積極的に活用し、新たな価値を共創します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年3月の取締役会の決議を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ちゅうぎんDX戦略 | | 公表日 | 2024年　5月　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・当社ホームページへ記載  「ちゅうぎんDX戦略」PDFページ7,12,17  <https://www.chugin-fg.co.jp/up_load_files/stockholder/ir_kikan/202403_DX.pdf> | | 記載内容抜粋 | * 自社業務における変革   ビジョンである「お客さまと豊かな未来を共創する」ために実現フェーズを3つに分けて策定しています。第一ステップとして、まず自らがDX企業となることを掲げており、そのためにグループ横断の業務プロセスの改革とリソース再配置によるビジネス変革を実行します。   * データ利活用の方策   弊社が保有する顧客取引履歴やWEB/アプリ行動ログなどのデータソースからデータモデルを作成して、特徴量分析の実施と可視化を行い、ユースケース毎に適切なデータマートを作成することで高度な分析モデルの構築と迅速なニーズ発掘を実現し、予兆把握型の経営モデルへ行動変容を促していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年3月の取締役会の決議を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ページNo.8,25 | | 記載内容抜粋 | * ちゅうぎんフィナンシャルグループ社長がDX推進プロジェクトのオーナーとして変革にコミットし、迅速な経営判断のもとで各企画を推進しています。 * 全社横断での変革を横串で管理推進する司令塔組織を確立しました。（持株部署のイノベーション推進部および関連会社Cキューブコンサルティング）   経営陣および銀行の営業店と本部、グループ会社をまたぐ様々なプロジェクトの進捗管理を一括に行うことで、ノウハウの横展開や連携を行うことが可能です。   * 全社的なDX推進のため、デジタル人財育成プログラムとスキル認定制度を策定しました。中途採用による専門人財の確保とあわせて体系的な育成を行うことにより、デジタル活用による業務の効率化および高度化をより推進できる体制を整えます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ページNo.17,24 | | 記載内容抜粋 | * データ利活用においてはクラウド基盤dotData社のサービスを利用し、対面取引のみでなく非対面取引を含めた幅広い顧客接点から生まれるデータを統合的に分析・活用し、BIツールを用いながら視覚的に分析することで経営判断の迅速化と高度化を進めます。また、予兆把握による行動変容を促します。 * クラウドを起点とした内部開発体制を強化し、AI等先端技術を迅速に社内アプリケーションに実装させ業務効率化を図ります。最新デジタルデバイスと要素技術の戦略的配備により、組織のデジタル基盤をより強固なものとします。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画　未来共創プラン　ステージⅢ | | 公表日 | 2023 年 3 月 30 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページへ掲載  <https://www.chugin-fg.co.jp/assets/files/company/miraiplan3.pdf>  ページNo.29,30 | | 記載内容抜粋 | * 業務量削減率30％を目標とし、捻出したリソースを新たな分野へ活用します。 * 非対面でお取引頂ける機能整備を進め、2026年度までに9割の取引を非対面で完結可能とすることを目指します。 * ちゅうぎんアプリの機能拡充（ローン・投信・通知等)やプロモーション強化を行い、2026年度までに50万ユーザーを目指します。ちゅうぎんビジネスポータルの基盤・機能拡充(電子契約・電子交付・書類授受・チャット等)を行い、2026年度までに2万先への導入を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | （ア）2024 年 8 月 23 日  （イ）2024 年 5 月 31 日 | | 発信方法 | （ア）統合報告書2024（情報編）  <https://www.chugin-fg.co.jp/up_load_files/stockholder/disclosure/2024/jyoho/03.pdf>  ページNo.8,9,10 トップインタビュー  （イ）ちゅうぎんDX戦略  <https://www.chugin-fg.co.jp/up_load_files/stockholder/ir_kikan/202403_DX.pdf>  ページNo.5　トップメッセージ | | 発信内容 | * 金融機関として地域に役立つ仕事を追求するには、根本的に仕事のあり方を変化させる必要があり、たとえば営業におけるマーケティング導入やそのためのシステム投資、インターネット営業のあり方を先を見据えて取入れています。 * 「人・地域ありき」をキーワードに、デジタルを活用することでより多くのお客さまへより多くのサービスが提供可能となります。DXを進めることで人や地域が今まで以上につながり新しい価値を生むと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年12月～継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行いました。申請書の付属書類として提出します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年11月～継続的取組として実施 | | 実施内容 | * サイバーセキュリティ対策は重要な課題と認識しており、グループ会社も含め、当社グループ全体のサイバー攻撃に関する危機管理態勢をより一層強化していく方針です。 * 当局や外部専門機関との情報交換や研修への参加等によるサイバーセキュリティ人財の育成、研修や訓練を通じたグループ役職員のＩＴリテラシー向上に取り組んでいます。 * サイバーセキュリティ事案の未然防止、事案発生時の迅速な復旧に向けた対応策の策定と実施を行う「グループ内CSIRT」を組成し、活動しています。 * サイバーセキュリティ管理の適切性を確認するため、社内監査部門による定期的なサイバーセキュリティ監査を行っています。   2022年度、「サイバーセキュリティ管理の適切性」をテーマに外部監査を受検（サイバーハイジーン）  2024年度、日銀考査の受検、金融庁TLPTを実施  サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランとして、危機管理マニュアル、およびインシデント対応マニュアルを整備。  年次で、外部演習（金融ISAC、NISC）や、行内訓練（標的型メール攻撃訓練、フィッシング対応など）を実施し、規定類の実効性を検証） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。